

宮城教育大学学術研究行動規範

平成19年3月14日制定

平成27年2月17日改正

本学は、昭和40年に創設以来、「教員養成教育に責任を負う」大学として、主に初等・中等教育及び特別支援教育の教員養成のあるべき姿を求めて、授業研究、学生指導を始め、個性ある先進的な活動を展開してきた。その間教育内容と教育方法を不可分の関係で捉えようとした「教授学」創設の試み、推薦入学などの入学試験改革の試み等に真摯に取り組み、優秀な教員を育成し教育界に貢献してきた。

そして今、大学は国立大学法人化という戦後第2の大きな改革期を迎え、規制の緩和、自由度の拡大とともに、教育研究活動において、自ら厳しく律することが求められている。研究者としては、教育研究活動において、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、教育研究者として社会の負託に応える重大な責務を有している。特に教育者を養成することを任務とする本学にとって職員一人ひとりが常に倫理的な判断と誠実な行動が求められている。

このため、本学では宮城教育大学学術研究行動規範を定め、これを遵守し、教育界の指導者として、ふさわしい教育研究活動に努めることをここに誓うものである。

1 社会的使命を自覚した教育研究活動

私たちは、大学が果たすべき社会的使命を自覚し、教育研究活動を通して人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に積極的に貢献します。また、教育研究活動が社会からの信頼に成り立つことを自覚し、常に誠実に判断し、行動します。

2 自己の研鑽

私たちは、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めると共に、社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力します。

3 情報公開及び秘密の保持

私たちは、自らが携わる教育研究の意義と役割を公開して、それが人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、個人情報保護、業務上知り得た秘密の保持に努めます。

4 教育研究活動

私たちは、自らの教育研究の立案・計画・申請・実施・報告するにあたり誠実に行動します。教育研究・調査データに関しては、記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行いません。また、関係法令、学内関係規程等に違反した公的研究費の不正使用を行いません。

5 研究環境の整備及び安全衛生の推進

私たちは、責任ある教育研究活動のため公正な環境を確立・維持し、研究者コミュニティ及び研究環境の質的向上に積極的に取り組むとともに職場環境の安全衛生を推進します。

6 法令の遵守

私たちは、教育研究活動において法令、関係規則及び学内諸規程を遵守し、社会からの信頼確保に努めます。

7 人権の尊重等

私たちは、個人の自由と人格を尊重し、健全な教育研究活動に努めます。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱います。

8 他者との関係

私たちは、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えるとともに、他者の名誉や知的財産権を尊重します。